

「未来へはばたく人財育成資金条例」を全員一致で可決

経済的な理由によって進学・修学が困難なとだっ子に対し、人財育成資金を給付

国公立高等学校奨学給付金 海外体験給付金

平成29年
6月
定例会
5月29日～
6月20日

主な議案

一般質問

知つっこクイズ

議会を知つっこ

委員会視察レポート



▲未来へはばたく「とだっ子」たちの授業風景 ※議案とは関係ありません。

6月定例会は5月29日から6月20日までの23日間の会期で開かれ、提出された22件の議案等を、いずれも承認・可決・同意しました。また、4議案に対し延べ9人の議員が質疑し、議案1

件に対し2人の議員が討論を行いました。また、4日間にわたる一般質問では、平成25年9月定例会以来の、20人の議員が活発な論戦を展開しました。

主な議案

未来へはばたく人財育成資金条例

戸田市名誉市民である戸田中央医療グループ会長の中村隆俊様からの寄附金をもとに、進学の意欲、能力等を有しながら、経済的な理由によって進学または修学が困難なとだっ子に対し、未来へはばたく人財育成資金を給付することにより、教育を受ける機会均等を図るとともに有用な人財を育成すべく、新たに条例を制定するものです。

質疑

Q 申請の流れと時期は。

A 国公立高等学校奨学給付金については、高等学校進学前に申請・決定を行う制度とする。そのため、中学校3年の1月に申請を受け付け、選考を行い、給付決定通知を申請者へ送付する。その後、国公立高等学校への入学の決定を確認した上で、速やかに高校奨学給付金を給付する。

よび海外体験給付金の、2種類の給付金の総称です。条例の施行は平成30年1月1日からです。

海外体験給付金については、戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業への参加を許可された生徒を対象とする。例年6月上旬に実施される選考審査合格者に対し申請書を送付し、申請を受け付け、選考を行い、給付決定通知を申請者へ送付。その後、一括して海外体験給付金を給付する。

〔結果〕
原案可決(全員一致)

一般会計補正予算(第3号)

歳出では、未来へはばたく人財育成資金給付事業に係る交付金の

新規計上など、歳入では、街路交通調査費国庫補助金の新規計上などで、歳出に対する不足額として前年度繰越金を見込んだものです。

質疑

Q コミュニティ・スクールについて、今後のスケジュールは。

A 今年4月1日に一部改正された法律が施行され、学校運営協議会の設置が努力義務となったことなどを背景に、埼玉県もコミュニティ・スクールをこれまで以上に推進している。このような動きも踏まえ、戸田市においては、平成28年度から準備を進めており、モデル校を設けたり、文部科学省の講師を招聘して管理職等に向けた研修会を実施すること、コミュニティ・スクールの

ねらいや意義について理解を深め、平成30年度には、全ての小中学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた検討を計画的に行っている。

〔結果〕
原案可決(全員一致)

一般会計補正予算(第4号)

歳出で、旅費等返還請求履行請求事件の判決を受け、控訴をするに当たり、訴訟事務に係る経費の増額を願います。

質疑

Q 控訴の判断に至った理由は。

A このたびの判決については、判決で「本件議員らをリパブリシティに派遣する旨の議決をし、その旨の決定をしたこと自体を不合理とまでいう

のは困難」としながら、姉妹都市であるリパブリシティへの訪問も認められず、全行程をひたくりにして違法とした点などが容認できないため、弁護士と相談の上、控訴することを決定した。

〔結果〕
原案可決(21対4)

〔人事案件〕

固定資産評価審査委員会委員

田部井 敏雄氏(再任)

固定資産評価員

山上 睦貞氏(新任)

〔結果〕
いずれも同意(全員一致)



賛成

山崎 雅俊 議員

控訴に第三者が制限を加えることは許されない

平成25年度の姉妹都市リパブリシティへの議員派遣は、議会の議決を得て実施されたものであり、派遣された議員は戸田市議会の代表としてリパブリシティとのさらなる友好関係の促進を図るなど、その職責を全うしてきたことは訪問団の報告からも明らかである。

また、第一審の判決に不服な場合、その取り消しなどを求める控訴は正当な行為であり、第三者がその行使に制限を加えることは許されるものではない。

平成26年に住民訴訟を提訴されたときの弁護士費用に、反対討論者は賛成している。なぜ、今回反対するのか理解できない。

討論

一般会計補正予算(第4号)

本田 哲 議員

市民の税金を使う控訴は認められない



反対

判決では、派遣の行程や場所は、派遣目的に照らし、明らかに不合理と言わざるを得ないと結論付けている。たった1日のみの姉妹都市リパブリシティの訪問では派遣目的を満たしておらず、派遣全体を通じて合理的な必要性があるとは言えず、議会の裁量権を逸脱または乱用されたもので違法であり、支出も違法という、原告全面勝訴の判決となった。

今回の控訴に関わる補正予算は、判決を正確に理解されていないと言わざるを得ない。1日は姉妹都市を訪問したのだから、その部分だけを認めさせるために、市民の税金を使い控訴を行うなど、到底認められない。

※コミュニティ・スクール……学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組み(文部科学省ホームページより)

主な議案

一般質問

知つっこクイズ

議会を知つっこ

委員会視察レポート